

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)における 重点的な取組について(主な取組内容)

1 自立生活支援

(1) 相談体制の充実

相談支援体制の充実

計画書掲載頁

57

【令和4年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・令和4年7月、令和5年2月に身体・知的障害者相談支援部会を開催した。
- ・令和5年度の基幹相談支援センター設置に向けて、区の方針についての説明及び役割の案を提示した。また、民間の相談支援事業所に担ってもらう業務や委託業務（スキルアップ支援、BCPや個別避難計画等の研修体制等）についての説明を行った。その他、相談支援事業所運営費の助成、相談支援専門員研修会（年8回実施）、地域生活支援拠点機能事業所（区内3箇所）の周知を行った。
- ・相談支援としては、区内事業所の相談支援専門員から相談があった際は、利用者の意向や状況、利用計画案の内容を確認し、助言等を行った。また、サービス利用時のセルフプラン作成については、電話や窓口対応により相談を受け、安心してサービスを利用できるように支援を行った。
- ・今後の基幹相談支援センター設置に向けて、一部委託事業者のプロポーザル選定等、具体的に進めていくことが課題である。

■保健予防課

- ・精神疾患及び障害を持つ方や疑いのある方の相談支援として、家庭訪問、面接、電話・窓口相談等を関係機関と連携して行った。令和4年度相談支援実績：16,903件。
- ・精神保健に関する普及啓発や地域・当事者・家族への支援、精神疾患の早期発見・早期治療を目的として、依存症や思春期や発達障害などをテーマとした講演会や統合失調症家族教室等を実施した。令和4年度開催数：11回 参加者数：224人
- ・精神保健福祉包括ケア協議会等において、関係機関と課題の共有及び意見交換を行った。
精神保健福祉包括ケア推進協議会（年1回）
長期入院患者等支援検討部会・精神保健在宅療養部会 合同開催（年2回）

■子ども家庭支援課

- ・子ども総合センターが対応した発達に課題のある子どもに関する相談では、子どもの状況の理解や親子の関わり方を中心とした助言等を行う相談支援のほか、保護者の要望等に応じて発達検査を実施した（268件）。
- ・相談支援にあたっては、不適切な子育てにつながらないよう次の2点に留意した。
(1) 保護者が子育てへの不安を持つことや、子どもへの関わりの困難さの軽減。
(2) 保健センター、療育機関、学校等との連携により、保護者の子育て力の向上を図る。
- ・セルフプラン作成支援実施件数は279件。
- ・療育機関、子育て支援施設、特別支援教育機関、障害児支援に係る所管課等の代表を委員とする地域療育システム検討会を主宰し、誰もが相談支援を受けることができるよう、現状の把握や課題の共有、課題解消のための研究を進めている。
- ・就学を控えた子どもの保護者等に対し、教育委員会の協力を得て「就学懇談会」を実施し、保護者の不安の解消や情報提供に努め、必要によっては「就学相談」につなげた。また、保護者の要請により「就学引継ぎ会」に発達支援専門員が同席した。
- ・障害児支援利用計画を必要とする子どもと保護者に対し、計画立案を担う「相談支援事業所」が少ない。このため、子ども総合センターがセルフプラン作成支援を行っているが、年間279件（前年度比1.5倍で増加）となっており、対応が急がれる。

【令和5年度の取組・方向性】

■障害福祉課

- ・年2回、身体・知的障害者相談支援部会の開催を予定している。
- ・具体的な基幹相談支援センターの役割（保健師配置、一部委託事業者及び業務の詳細等）について明示し、説明や周知を行っていく。
- ・相談支援としては、相談支援事業所が障害者本人及び家族の意向・状況等を明確に把握して利用計画案を作成し、適切な支援を行えるように、区が相談支援専門員の支援を行っていく。

■保健予防課

- ・引き続き、精神障害のある方それぞれに応じた相談支援や、普及啓発を行っていく。また、精神保健福祉包括ケア協議会をはじめとする関係機関との情報共有や意見交換を行う場を設けて、連携体制を強化していく。

■子ども家庭支援課

- ・子ども総合センターの専門性を生かした事業はすべて継続する。
- ・セルフプランの作成支援依頼が増えていることから、相談支援事業所の増設を関係部署へ働きかけていく。

(2) 社会参加の支援

障害者スポーツの推進

計画書掲載頁

60

【令和4年度の取組・成果・課題】

■生涯スポーツ課

1 障害者スポーツの推進

- (1) 「トランポリン教室」を、2会場各10回実施し、エイトホールで延べ118人、水元総合スポーツセンターで延べ136人の参加があった。
- (2) 「複数種目教室（フロアホッケー、風船バレー、ボッチャ、卓球バレー）」を、11・12月の4日間、奥戸総合スポーツセンター体育館小体育室で実施し、延べ106人の参加があった。
- (3) 「水泳教室」を温水プール館及び水元総合スポーツセンター温水プールの2会場で実施し、延べ277人の参加があった。※11月から3月の奥戸会場は工事の影響で中止とした。中止とした3月分については水元に会場を変更して実施した。
- (4) 「夏の短期水泳教室」を、7・8月の4日間、水元小合学園プールで実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全日中止とした。
- (5) 障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」を毎週火曜日にエイトホールで実施し、延べ804人の参加があった。

2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進

- (1) 区民健康スポーツ参加促進事業としてレクリエーションボッチャ教室を、6月の4日間、奥戸総合スポーツセンターエイトホールで実施し、延べ30人の参加があった。
- (2) ボッチャ区民大会を、6月25日、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ40人の参加があった。
- (3) スポ育（ブラインドサッカー体験授業）を5月13日に東綾瀬小学校、6月20日に南奥戸小学校、7月13日に木根川小学校、2月3日に高砂小学校で実施した。延べ199人の参加があった。
- (4) ボッチャ一般開放を、年39回水元総合スポーツセンター会議室及び水元小合学園第2体育室で実施した。延べ681人の参加があった。
- (5) トランポリン交流大会を、12月4日、水元総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ173人の参加があった。

(6)フロアホッケー交流競技大会を奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ205人の参加があった。

3 障害者スポーツ指導員の養成・活用

令和5年1・2月に、4日間にわたり「障害者スポーツ指導員養成講習会」を開催した。障害の種別や程度に応じた指導法を習得し、指導者としての資質の向上を図り人材育成を行うことを目的とし9人の認定登録をした。

4 スポーツかつしか等や区ホームページでの情報提供

障害者スポーツ事業について、広報紙（スポーツかつしか）で各教室等の情報提供を行ったほか、区ホームページで周知を図り、参加者の増員に努めている。

【令和5年度の実績・方向性】

■生涯スポーツ課

1 障害者スポーツの推進

- (1)障害者トランポリン教室の実施（年20回）
- (2)障害者スポーツ教室（複数種目）の実施（年1回4日間）
- (3)障害者水泳教室の実施（年42回）
- (4)夏の短期水泳教室の実施（年1回4日間）
- (5)障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」（年47回、毎週火曜日）

2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進

- (1)レクリエーションボッチャ一般開放の実施（年39回）
- (2)パラ種目（ブラインドサッカー）体験授業の実施（年4回）
- (3)トランポリン交流大会の実施（年1回）
- (4)フロアホッケー大規模大会・教室の実施（年1回）

3 障害者スポーツ指導員の養成・活用

初級パラスポーツ指導員養成講習会の開催（年1回4日間）

4 各媒体での情報提供

スポーツかつしかやホームページ等で、障害者スポーツ事業における各教室等の情報提供を行う。（毎月1回）

(3)社会資源の充実

| |
|--------------------|
| 地域生活支援拠点の整備 |
|--------------------|

| |
|---------------|
| 計画書掲載頁 |
|---------------|

| |
|-----------|
| 63 |
|-----------|

【令和4年度の実績・成果・課題】

■障害福祉課

- ・地域生活支援部会を年3回開催した。「相談」機能を重点テーマとし、相談支援のあり方を検討した。その結果、令和5年度より区内の相談支援事業所と基幹相談支援センターを「相談」機能を担う拠点機能事業所に位置付けることとなった。

■保健予防課

- ・令和6年度中の運営開始（*）を目指す「あすなろの家」について、日中の居場所となる地域活動支援センターⅡ型や就労継続支援の定員数拡大、体験宿泊も可能なグループホームを備えるなど、地域生活支援拠点としての整備に向けて調整した。また、既存建物の解体工事を実施した。

【令和5年度の取組・方向性】**■障害福祉課**

- ・地域生活支援部会を年3回程度開催し、地域生活支援拠点の整備に向けて各機能ごとに具体的な検討を進める。また、「緊急時の受け入れ、対応」について、拠点機能事業所の実績に基づいて緊急対応に関する支援のあり方を検証していく。

■保健予防課

- ・令和6年度中の「あすなろの家」建替え完了に向けて、精神障害者の福祉避難所整備について事業者と準備、調整を進めていく。

障害者通所施設の整備支援**計画書掲載頁****63****【令和4年度の取組・成果・課題】****■障害福祉課**

- ・特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、また、障害のある方の社会参加や就労を支援するため、必要量に合わせて施設整備を支援した。
- ・重度障害者、医療的ケアを必要とする障害児者の方を対象とする通所施設の整備支援を検討した。

【令和5年度の取組・方向性】**■障害福祉課**

- ・重度障害者、医療的ケアを必要とする障害児者の方が通所施設へ入所できるように、区内の既存（新規）通所施設の社会福祉法人等に対して区の方針を伝え、また施設整備費の一部を助成するなど、受入れを促していく。

■保健予防課

- ・施設整備をする事業者に対し、助言や支援を行っていく。また、開設後も適正に運営されるよう助言を行っていく。

(5) 保健・医療支援

精神障害に対応した 地域包括ケアシステムの構築

計画書掲載頁 69

【令和4年度の実績・成果・課題】

■保健予防課

- 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や専門部会において、精神保健福祉の課題を共有し、協議を行った（再掲）。
葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会（年1回）
精神保健在宅療養部会と長期入院患者等支援部会合同開催（年2回）
- 青戸保健センターと金町保健センターに精神保健福祉士各1名配置し、保健師との協力体制をとり、アウトリーチ支援に取り組んだ。具体的には、①精神科入院患者で、退院後支援の必要な方、②精神疾患が疑われる未受診者、未治療者、治療中断者で支援の必要な方、③精神疾患による長期（1年以上）の入院又は入院を頻繁に（2回以上）繰り返している方、④その他、病状が不安定等、主治医と複数回・継続的な調整が必要な方等、保健センター所長が必要を認める方を対象に状況に応じて往診・訪問看護の利用支援、自立支援医療の申請手続きの支援、障害福祉サービス導入に向けた支援、家族間調整、その他療養上必要な支援を行い、精神障害のある方の在宅生活の安定を図った。
電話：95件、面接：50件、訪問：52件、関係機関連携：123件
（*令和4年度実績はアウトリーチ支援のみ件数）
- 保健センター保健師と精神保健福祉士がともに関わることで、措置入院患者、長期入院患者の退院に向けた調整や支援をより行いやすくなった。また、対象者の在宅療養環境が整い、適切な治療継続ができ、症状や生活が安定した。

【令和5年度の実績・方向性】

■保健予防課

- 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や精神保健在宅療養部会、長期入院患者支援検討部会を開催する中で支援体制を構築を図っていく。

(6) 権利擁護

成年後見制度の利用支援

計画書掲載頁

72

【令和4年度の実績・成果・課題】

■障害福祉課・保健予防課

- 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で、成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行った。
知的障害：5件
精神障害：7件

【令和5年度の実績・方向性】

■障害福祉課・保健予防課

- 引き続き、成年後見制度を利用することを有用であると認められる障害のある方で、成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行う。

2 就労支援

(1) 一般就労への支援

| 障害者就労支援システムの整備 | 計画書掲載頁 | 74 |
|---|--------|----|
| <p>【令和4年度の実績・成果・課題】</p> <p>■障害福祉課</p> <ul style="list-style-type: none">・センターの新規登録者は101人。登録者の総数は年々増えている。・延べ90人の方が企業等での一般就労に結びついた。・就労希望者は増えているが、就職先が広がらない。・生活面の支援など多様な支援が必要な登録者もあり、登録者一人当たりにかかる対応時間が増加している。 <p>【令和5年度の実績・方向性】</p> <p>■障害福祉課</p> <ul style="list-style-type: none">・就労希望者と業務や職場とのマッチングに重点を置き、障害特性や就労経験に配慮した相談支援を行う。・区役所や区施設、自主生産品販売所、協力企業などに実習の場を確保する。・離職した場合でも切れ目なく次の支援につながるよう、本人や家族等に障害者就労の形態や内容を広く周知していく。 | | |

3 育成支援

(1) 障害児サービスの充実

| | | |
|-----------|--------|----|
| 相談支援体制の充実 | 計画書掲載頁 | 79 |
|-----------|--------|----|

【令和4年度の取組・成果・課題】

■障害者施設課

- ・障害のある子どもの保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切に対応するため、子ども総合センターの発達相談窓口や子どもが在籍する幼稚園・保育所、学校、相談支援事業所等と連携を図りながら、相談支援体制を充実を図った。

■子ども家庭支援課

- ・子ども総合センターでは、障害のある、また発達に心配のある子どもを持つ保護者の不安や相談に対応するため、以下の事業を実施した。
発達相談事業：電話相談件数748件、発達検査実施268件
巡回訪問事業：巡回訪問実施園数241園、対象児実数1,338人
5歳児健康診査事業：対象児数3,440人 アンケート提出者数3,032人
(うち集団行動観察対象児数252人)
- ・療育機関、子育て支援施設、特別支援教育機関、障害児支援に係る所管課等の代表を委員とする、地域療育システム検討会を主宰し、誰もが相談支援を受けることができるよう、現状の把握や課題の共有、課題解消のための研究を進めている。
- ・保護者に対し、必要に応じて相談を継続し対応を行った。
- ・就学を控えた子どもの保護者に対し、教育委員会の協力を得て「就学懇談会」を実施した。
- ・支援を必要とする子どもの保護者が希望した療育機関に、すぐに通所することができない。区内の療育機関の空き状況を把握し、適切な活用ができるように仕組みを再検討する必要がある。
- ・発達障害が社会的に周知されてきたことを背景として、子供の育ちに不安や心配を感じた保護者が専門機関として、子ども総合センターへ相談に訪れることが増えた。また、コロナ禍で取り組みにくかった粗大運動やコミュニケーション面への影響から、子どもの発達を心配する保護者および支援者が増えている。

【令和5年度の取組・方向性】

■障害者施設課

- ・障害のある子どもの保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切に対応するため、子ども総合センターの発達相談窓口や子どもが在籍する幼稚園・保育所、学校、相談支援事業所等と連携を図りながら、相談支援体制を充実させる。

■子ども家庭支援課

- ・子ども総合センターの専門性を生かした事業はすべて継続する。
- ・地域療育システム検討会では、社会状況に留意しながら相談支援の現状や体制を確認し、課題の解決を図る。
- ・療育機関をすぐに利用できない場合の対応について、関係機関と協議し、改善できるようにする。
- ・地域療育セミナー等の機会を通して、日々の保育等の中で発達を促す支援方法、および保護者への対応方法を引き続き伝える工夫をする。

【令和4年度の取組・成果・課題】

■子育て施設支援課

- ・私立幼稚園、保育所（対象施設85園／対象児童数393人）に対し、総額362,490千円（令和4年度実績）の障害児童受け入れに係る運営上の補助を行った。

■保育課

- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児（心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童）の行動観察及び加算認定を実施し、必要に応じて保育のアドバイスも実施した。
- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画実施した（新型コロナウイルス感染拡大時には、ZOOM研修とした）。
- ・保護者から児童の保育施設と療育機関の併用利用について申請や相談があった場合、保育の必要性の確認を取りながら個別対応で実施した。
- ・令和2年1月に、交流保育「笑みフル」を開始し、子ども未来プラザ鎌倉に加え、令和4年度から子ども未来プラザ西新小岩でも実施した（発達に心配や不安のあるお子さんを対象に、保育園集団生活の場を提供する。対象は、在宅子育て家庭の満1歳児以上のお子さんと保護者の親子参加）。

*新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出中は、受け入れを中止とした。

■子ども家庭支援課

- ・巡回訪問事業では、保育園などを原則として年3回訪問し、課題を持つ児の対応についての専門的知見からコンサルテーションを行うことで、保育園などにおける保育力の向上を支援している。また、訪問時以外においても、児とのかかわり方や育ちの支援に関する個別的、または場面ごとの対応など、保育士から寄せられる随時の相談に応じているほか、必要により園における保護者面談などにも同席している（巡回訪問実施園数241園、対象児実数1,338人）
- ・区内の幼稚園や保育園などに勤務する職員に対し、「地域療育セミナー（専門講師による講演会）」を年3回開催し、乳幼児の発達に関する理解の促進と支援スキルの向上を図った。
- ・新規開設保育所並びに希望する保育士等に対し、所属する児に対する必要なサポートが行えるよう、本区における発達に課題のある児への支援体制や療育機関等の情報提供を行った。
- ・就学を控えた保護者に対し、教育委員会の協力を得て「就学懇談会」を実施した。
- ・コロナ禍のなか、保育者からの相談や地域療育セミナーではオンライン参加を可能とした。
- ・近年、新規開設保育所が増加するほか、保育士等職員の定着度が低下するなど、発達に課題のある児の保育や支援に関するノウハウを組織的に共有し積み上げることが難しくなっている。
- ・コロナ禍では感染拡大防止の観点から、巡回訪問後のコンサルテーションをオンライン中心に行っており、保育士からは相談を十分にできなかったとの感想もあった。そのため、アフターコロナを見据えて訪問後の対応を行っていく。

【令和5年度の取組・方向性】

■保育課

- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児（心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童）の行動観察及び加算認定を実施し、必要に応じて保育のアドバイスも実施する。
- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画実施する。
- ・保護者から児童の保育施設と療育機関の併用利用について申請や相談があった場合、保育の必要性の確認を取りながら個別対応で併用を実施する。
- ・交流保育「笑みフル」を実施する（発達に心配や不安のあるお子さんを対象に、保育園集団生活の場を提供する。対象は、在宅子育て家庭の満1歳児以上のお子さんと保護者の親子参加）。現在は子ども未来プラザ鎌倉、子ども未来プラザ西新小岩のみで実施しているが、令和5年度冬以降、(仮称)子ども未来プラザ東四つ木でも実施予定である。

■子ども家庭支援課

- ・幼稚園や保育所などに対し、発達支援福祉専門員（心理士・言語聴覚士・社会福祉士・保育士等）がその専門性を生かして相談を行い、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行う。
- ・約3年近く続いたコロナ禍とその動向に留意しながら、巡回訪問事業では保育現場でのコンサルテーション再開を生かして、取り組みにくかった粗大運動や集団活動、人や物とのかかわりを通じた育ちを支援していく。

(2) 早期療育の充実

早期の発達支援体制の整備

計画書掲載頁

83

【令和4年度の取組・成果・課題】

■障害者施設課

- ・発達に課題のある児童が安心して集団生活を送ることができるように、幼稚園・保育所、学校、相談支援事業所等の関係機関と連携して支援した。
- ・令和4年度子ども発達センターが保育園・幼稚園と連携した回数 79回
- ・令和4年度子ども発達センターが小学校と連携した回数 62回

■子ども家庭支援課

- ・妊娠期から子どもが社会的な自立をするまでの支援として、ゆりかご面接、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診等の機会を通して、子育ての成長段階に応じた必要な支援を行った。
- ・療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期に療育機関を利用することができるようにした。その際には、子ども総合センター、保健センター、医療機関、幼稚園及び保育園等が保護者の了承を得たうえで、アイリスシートや紹介状等を活用し安定した移行を図るための情報共有を行った（アイリスシート発行件数308件）。
- ・5歳児健康診査事業の実施にあたっては、発達障害等が疑われる子どもに対して就学前の段階で必要な支援につなげるため、次のことに重点を置き支援を行った。
保護者の心配度合いに寄り添いながら、発達や育児に関する相談機会を活用し子どもの発達に対し理解が深まるように支援した。必要に応じて発達検査の実施、療育機関の紹介等を行った。
発達障害について理解が深まるよう、保護者向けに講演会を年5回行った。コロナ禍のためオンラインでの実施を積極的に行った（累計参加者数149名）。
- ・発達障害について理解が深まるよう、支援者向けに地域療育セミナーを年3回行った。
- ・母国語が日本語ではない保護者に対して、本区ホームページを利用し、相談場面や療育機関利用時に必要な情報について理解を促すための工夫を行った。内容については地域療育システム検討会で検討し、保護者の相談を受ける支援者が活用しやすいようにした。
- ・幼稚園、保育園等に所属がない子どもには、発達上支援が必要な場合が多い。所属がないため健診未受診者等から発見できるよう関係機関で情報共有しているが、実態が把握しにくく早期支援につながりにくい。発見された場合でも、保護者が子どもの発達について集団経験がないために理解が難しく、対応に配慮を要する。また実態把握の方法や情報の集積に困難さがあり、解決への対応が求められる。
- ・保護者からの発達相談希望が年々増加し、待機期間が長い状態が続いている。そのため引き続き専門相談機関として体制等を強化する。併せて、保護者の心配や相談内容に応じて、適切なタイミングで相談につながるができるよう、年齢や相談内容に対応できる現存の子育て支援施設における相談場面を活用できるよう広く周知する工夫が引き続き必要である。

【令和5年度の取組・方向性】**■障害者施設課**

- ・発達に課題のある児童が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関と連携して支援する。

■子ども家庭支援課

- ・子ども総合センターの専門性を生かした事業はすべて継続する。
- ・発達障害について、個別相談や6歳児健康診査事業の講演会、支援者向けセミナーなどを通して、多くの人に理解してもらう啓発を行う。そのため内容によって対面方式・オンライン通話・動画配信等を活用し、参加の機会を増やす。
- ・相談先の周知のため、引き続き関係機関と連携しながら、本区ホームページ・発達支援パンフレット等の掲載工夫を行う。

(3) 特別支援教育の推進**特別支援教育の推進****計画書掲載頁****86****【令和4年度の取組・成果・課題】****■学校教育支援担当課**

- ・専門家チーム指導員が1学期中に全小・中学校の特別支援教室を訪問し、また2学期中に特別支援教育指導員（旧巡回指導員）の指導の様子を観察した。現状把握及び課題抽出により対応策を提示し、学習環境の充実を図った。
- ・アイリスネットワーク等で都立特別支援学校との連絡会議に3回参加し、連携して特別支援教育の推進に取り組んだ。
- ・副籍交流の充実を図るため、年度の早い時期に対応できるよう準備体制を整備するとともに、副籍の理念や意義についての理解を共有し、学校全体で交流に取り組めるよう情報交換を行った。
- ・令和4年4月1日に発行した「葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン」の改訂に基づき、特別支援教室を共通理解のもと運営できるよう、特別支援教育コーディネーター研修等で周知を図った。

【令和5年度の取組・方向性】**■学校教育支援担当課**

- ・令和4年度に引き続き、専門家チーム指導員が特別支援教室の訪問と特別支援教育指導員の観察を行うことで、専門的な見地から指導・助言を行い、特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の充実を図っていく。
- ・アイリスネットワーク等による都立特別支援学校との意見交換の場を充実させ、特別支援教育に携わる者の専門性向上を図っていく。
- ・副籍制度について、特別支援学校のコーディネーターに研修講師を依頼し、区立小・中学校の副籍に対する理解を深め、安定した交流や意義についての共通理解を図っていく。
- ・特別支援教室を共通理解のもとで運営できるよう、研修の充実を図るとともに、校内委員会の充実と退室後の児童・生徒のフォロー体制を構築していく。

4 地域で支えあうまちづくり

(1) 障害への理解と交流

| | | |
|------------------|---------------|-----------|
| 障害への理解の促進 | 計画書掲載頁 | 88 |
|------------------|---------------|-----------|

【令和4年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・障害理解を深めるための区民向け講座を3回開催した。小学3年生から6年生と保護者を対象とし、計55名に参加いただいた。また、事業者や団体向け講座を1回開催し、9名に参加いただいた。
- ・差別解消部会は書面形式で3月に1回開催した。差別解消部会の今後の取り組みについて、民間事業者が部会に参加することについて各団体へアンケートを行い、ご了承いただいた。
- ・商工振興課が行っている商店街事業者向け説明会や、障害福祉課支援給付係が行っている移動支援事業者向け説明会に出向き、区で作成した障害者差別解消法パンフレットを配布するとともに説明を行った。
- ・区内障害者施設による自主生産品合同販売会を、6月、12月、2月に各2日間ずつ、区庁舎の区民ホールで開催した。延べで43施設が参加した。
総売上額は1,845,086円であった。

■障害者施設課

- ・11月13日（日）にウエルピアまつりを開催し、来場者数は約1,000人であった（令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）。また、同まつりにおいて障害者福祉表彰を行い、5人を表彰をした。
- ・11月11日（金）から11月17日（木）にかけて、ウエルピアかつしかにおいて障害者作品展を開催し、29団体及び2人の個人から出展があり、来場者数は昨年度比243名増の合計1,163人であった。

■保健予防課

- ・精神保健福祉に関する講演会等を開催した。
精神保健（発達障害）講演会、思春期講演会、統合失調症家族教室、自殺対策講演会、ゲートキーパー研修

■保健センター

- ・新型コロナウイルス感染対策を行いながら、依存症や発達障害、思春期といった精神疾患や精神障害者の理解促進を図るための精神講演会や統合失調症家族教室を区民が直接来場できる形で、保健センターが実施した。
令和4年度開催回数7回 参加数148人

【令和5年度の取組・方向性】

■障害福祉課

- ・複数の障害を学ぶ講座や特定の障害をより深く学ぶ講座といったように魅力的な講座となるように工夫していく。また、講座の周知に加えて障害理解の普及啓発のためにかつしかエフエムを活用していく。
- ・差別解消部会を対面または書面開催にて行う。障害者差別解消法の改正に伴い、民間事業者の合理的配慮が義務化するため、部会員、民間事業者を含め障害者差別解消に向けた取組を推進する。
- ・障害福祉課で行う民間事業者向け説明会に加え、他課で行う民間事業者向け説明会などを積極的に活用し、区で作成した障害者差別解消法パンフレットの配布や説明を行っていく。
- ・合同販売会の開催は、障害者就労を地域にPRできる大きな機会となっている。今年度も年3回開催し、障害者就労に対する理解の促進と売上アップによる工賃向上を目指す。

■障害者施設課

- ・より多くの区民にウェルピアまつり及び障害者作品展にご来場いただけるよう、ポスターや区のホームページを用いた周知に加え、障害者作品展PR用のエコバックの配布を行う。

■保健予防課

- ・地域の方々に精神障害福祉へのご理解をいただくため、今後も状況に応じた方法で講演会等の開催や、広報・Web等での周知を進めていく。

■保健センター

- ・直接講演会を聞きたいという区民のニーズを踏まえ、さまざまな精神障害をテーマに講演会や教室の開催を行っていく。また広報やホームページなどでの精神保健に関する普及啓発も検討していく。

(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

| バリアフリー事業 | 計画書掲載頁 | 91 |
|--|--------|----|
| 【令和4年度の実績・成果・課題】 | | |
| ■調整課 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・新小岩駅南北自由通路（南側通路部）の工事を行い、令和5年3月1日に全線開通した。・亀有駅、金町駅、新小岩駅におけるホームドア整備に係る補助金について、JR東日本からの申請に基づき、補助金の交付決定を行った。・葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に向け、障害のある方や高齢者にご協力頂き、区内のバリアフリーの現況調査を行った。 | | |
| 【令和5年度の実績・方向性】 | | |
| ■調整課 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・新小岩駅南北自由通路（南側通路部）事業用地について、区分地上権設定を行い、令和5年度末の全線供用開始を目指し、手続きを進めていく。・ホームドア整備については、令和5年度末に亀有駅・金町駅、令和6年度の第2四半期を目標に新小岩駅に設置される予定と聞いている。ただし、世界的な半導体不足の影響により、設置完了が延伸する場合がある。・葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に向けて、策定協議会の発足や調査、検討を行い、令和6年度に策定予定である。 | | |

| 公共サインの再構築 | 計画書掲載頁 | 92 |
|---|--------|----|
| 【令和4年度の実績・成果・課題】 | | |
| ■政策企画課 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・後期実施計画で「公共サインの再構築」として位置付けていた事業について、前期実施計画では「公共サインの充実」に改め、案内誘導機能の強化・向上の検討を行い、利用者にとって分かりやすいものへと改善していくこととした。令和4年度は、令和5年度の作業に向けて、社会情勢の変化に応じた公共サインガイドラインの改定や、維持管理に必要な台帳整理等について検討を行った。 | | |
| 【令和5年度の実績・方向性】 | | |
| ■政策企画課 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・平成28年3月に公共サイン整備計画を策定し令和元年度までにエリアごとの再構築整備は完了したため、今後は公共施設の再編や個別の整備に併せて都度対応をしていくこととする。令和5年度には、社会情勢の変化に応じた公共サインガイドラインの改定や、維持管理に必要な台帳整理等を行い、利用者の目線に立った分かりやすく利便性の高い公共サインを維持管理していく。 | | |

(4) 防災対策の充実

災害時要配慮者への対応計画の作成

計画書掲載頁

95

【令和4年度の実績・成果・課題】

■障害福祉課

- ・避難行動要支援者3,765名に「個別避難計画」を送付した。
- ・人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成に向けて、人工呼吸器使用者の把握を実施。対象者の家族には計画の説明を行い申請書を渡した。しかし、年度中は計画作成には至らなかった。

■保健予防課

- ・訪問看護ステーションと連携して人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を作成した。
個別支援計画作成（新規）：1件
個別支援計画作成（更新）：32件

【令和5年度の実績・方向性】

■障害福祉課

- ・避難行動要支援者となる転入者、新規手帳取得者等の未提出者に、「個別避難計画」を送付する。
- ・これまで人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成ができていない方を対象に、障害福祉課でも災害時に備え障害者の災害時個別支援計画を立てる予定。

■保健予防課

- ・在宅人工呼吸器使用者については、災害時個別支援計画を年1回程度見直し、更新をしていく。
- ・災害時の備えや発災時にとるべき行動が明確化できるよう、訪問看護ステーションと協働して支援していく。